

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：21301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K01873

研究課題名(和文) &lt;子どもの権利条約システム&gt;における子どもの権利保障のあり方に関する日独比較研究

研究課題名(英文) A study of Guaranteeing the rights of the children from the perspective of the system of " the Convention on the Rights of the Child"

研究代表者

山岸 利次 (YAMAGISHI, Toshitsugu)

宮城大学・看護学群(部)・准教授

研究者番号：50352373

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は国連子どもの権利委員会(CRC)および各国政府、NGO諸団体によって構成される<子どもの権利条約システム>をその動的関係(ダイナミズム)において把握し、国際的視野に立った子どもの権利理解の理論的水準の到達点を明らかにするものである。研究期間がCRCによる日本の政府報告の審査(第4・5回)と重なったことにより、本研究は、日本の「子どもの権利状況」を理論的に分析し、国際比較の観点からその特長について明らかにすることをを行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1994年の「子どもの権利条約」の批准から四半世紀が経過するが、先の第4・5回審査に見られるように今なお日本の「子どもの権利」状況は大きな問題がある。現代日本の子どもの置かれた状況を、「子どもの権利条約」の視角から、特に条約に定められた諸主体の動的関係を視野に入れて考察した点に本研究の学術・社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study attempts to clarify the standard of study of the Right of Children from the perspective of " the system of " the Convention on the Rights of the Child", which consists of a government, non-governmental organizations and CRC.

研究分野：教育学

キーワード：子どもの権利条約 子どもの権利条約システム 国際比較

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

1994年、日本政府は国連「子どもの権利条約」を批准した。しかし、批准から四半世紀が経過しているにも拘わらず、日本の「子どもの権利」を巡る状況は何ら改善されることはない。特に、近年の新自由主義的改革による公的サービスからの国家の撤退は公教育の質的低下を引き起こし、また、権利保障主体として子どもに関わるべき大人の生活にも深刻な影響を与えた。「子どもの権利条約」は、子どもに大人との「受容的・応答的關係」を権利として保障することを制度理念とするものであるが、こうした日本社会の状況は子どもを危機的な状況に追い込むものである。こうした状況にもかかわらず、「子どもの権利条約」についての一般的認知はすすんでおらず、さらにその国際法という性格のゆえ、条約の存在を知っていてもその実定法的意義については十分な理解がなされているとは言い難い。

このような状況において、本研究は「子どもの権利」を実体的に保障するための理論的検討を試みるものである。その際、本研究は「子どもの権利条約」本体のみならず、それが規定している政府、NGO、さらには「国連子どもの権利委員会(The Committee on the Rights of the Child, CRC)」の役割に着目し、このような多様なアクターによって構成されるシステムを「子どもの権利条約システム」と位置づけ、このシステムにおける「子どもの権利」保障のあり方を明らかにするものである。本システムの特徴的な機能の1つが条約に定められた審査制度であるが、本研究の遂行期間は図らずも日本政府の第4・5回審査の時期と重なるものであった。審査制度を実効力のあるものとすることは、「子どもの権利」保障にとって決定的に重要であるが、こうした観点からも本研究はなされるものである。

### 2. 研究の目的

本研究は日本における「子どもの権利条約」の実定法としての意味を確定し、子どもの権利保障を実現する解釈のための理論構築を目指すものである。この目的のために、本研究は「国連子どもの権利委員会」および各国政府、NGO諸団体によって構成される「子どもの権利条約システム」をその動態的關係(ダイナミズム)において把握し、国際的視野に立った子どもの権利理解の理論的水準の到達点を明らかにする。また、CRCと政府、国内NGO等の動態的關係によって構築される国内の子どもの権利保障のあり方につき、子どもの権利を法定しているドイツと日本を比較し、日本の特性を明らかにする。

### 3. 研究の方法

文献による理論研究を主に行った。

### 4. 研究成果

活字になった成果として以下の2つのものがある。

第1に、「子どもの権利」という観点から見た「いじめ防止対策推進法」についての評価である。2013年に制定・公布された「いじめ防止対策推進法」は、「子どもの権利」保障のための法律であることは言うまでもない。しかし、その運用において、法が抱える根本的問題が明らかになってきた。また、法施行後も子どもたちの状況が改善されたわけでもない。例えば、本法が抱えている原理的問題を踏まえ、日本弁護士連合会も改正を視野にいった提言をまとめている。本研究はこうした状況を横目にみつつ、「いじめ防止対策推進法」に定められる第三者委員会調査の問題について、「子どもの権利」の保障の応用問題として、特に「知る権利」という観点から考察した。

第2に、近年進められている「ゼロ・トレランス」に基づいた生徒指導・道徳教育について、その発祥地であるアメリカとの比較も交えながら日本における状況について検証である。2007年の教育基本法「改正」に前後して、日本においても「ゼロ・トレランス」、そして、「プログレッシブ・ディシプリン」の導入が進められているところである。子どもの成長・発達に関心を持たず、教育者の裁量を否定する「ゼロ・トレランス」は「子どもの権利」保障の対極に位置する指導の在り方であり、発祥地であるアメリカでもすでに大きな批判にさらされ一定の修正がなされているところである。こうした状況に鑑み、日本における「ゼロ・トレランス」の導入の経過やその原理的問題について、「子どもの権利」の観点から明らかにした。教育基本法6条1項では学校教育が「教育を受ける者の心身の発達に応じて」行われなければならないことが定められているが、「ゼロ・トレランス」的指導は本条の趣旨から大きく逸脱するものである。6条1項に定める学校教育実現のためにも「ゼロ・トレランス」的指導は学校から排除されるべきであるということを示した。

以上のように、研究期間における活字業績は、「いじめ」と「ゼロ・トレランス」的生徒指導という、日本における「子どもの権利」侵害の典型的なものについての法制度的検討にとどまった。研究成果がこの2点にとどまったということは遺憾である。しかし、本研究の成果はこれに留まるものではない。特に、本研究に従事した期間は「子どもの権利委員会」による日本政府の審査プロセスに重なるものであり(第4・5回審査の総括所見は2019年3月に公開)、この間、「子どもの権利条約システム」がどのように機能したかは実況中継的に関与してきたところである。今後、このような関与によって見えてきたこと、特にそれぞれのアクターの役割や日本の特徴について明らかにしていきたい。その際、本研究が当初の目的としていた国際比較の視点を

しっかりと明示していきたいと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山岸利次	4. 巻 197
2. 論文標題 第三者委員会によるいじめ調査について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 48-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山岸利次	4. 巻 48
2. 論文標題 第三者委員会によるいじめ調査の教育的検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本教育法学会年報	6. 最初と最後の頁 166-175
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山岸利次
2. 発表標題 第三者委員会によるいじめ調査の教育的検討
3. 学会等名 日本教育法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----